

イーストとくしま観光推進機構
日本の伝統文化体験コンテンツ造成事業 仕様書

1 業務名

イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）日本の伝統文化体験コンテンツ造成事業

2 目的

日本の伝統文化に深い関心を持っている訪日旅行者、特に欧米豪からの旅行者をメインターゲットとし、日本の古き良き伝統文化や叡智を感じることができる「道（どう）」に、徳島東部圏域ならではの要素を組み合わせた、次の「五道（ごどう）」に関して、地域性とストーリー性を持たせたうえで、調査・発掘から行い、それらの観光資源を体験型旅行商品として造成する。

また、インフルエンサーやインバウンドメディア等を招聘して、ファムツアーを開催し、国内外に情報発信・拡散を行い、徳島東部への誘客促進と観光消費額の拡大へ繋げていく。

○ 旅行商品化する「五道」

- (1) 華道（かどう）
- (2) 茶道（さどう）
- (3) 書道（しょどう）
- (4) 古武道（こぶどう）
- (5) 遍路道（へんろどう）

※徳島東部圏域とは、徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町をいう

3 委託料上限額

2, 200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※調査費・通信費・交通費等、諸経費等を含む。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月7日（金）まで

5 業務の内容

(1) 伝統文化体験コンテンツの磨き上げと商品化

インバウンド誘客を促進するため、日本の伝統文化の「道」に徳島東部圏域ならではの要素を組み合わせた「五道」に関する観光資源の磨き上げを行い、地域性とストーリー性を備えた観光商品として造成する。

(2) インフルエンサーやインバウンドメディア等招聘ファムツアーの企画・運営

訪日旅行を検討する旅行者に影響力のあるインフルエンサーやインバウンドメディアを都市部等から複数名招聘し、「五道」に関するコンテンツを中心に徳島東部圏域を周遊する1泊2日以上ファムツアーを催行し、徳島東部の情報発信とコンテンツの磨き上げを行う。

具体的には、「五道」を結ぶツアー行程の設定や被招聘者の選定、調整、発信状況についての管理監督、滞在中の移動手段や宿泊・飲食場所の確保、添乗員の手配、滞在後のアンケート調査・分析を行う。また、プロモーション効果を可視化できる指標を可能な限り設定する。

(3) 動画制作・写真撮影

ファムツアーの行程において、機構がプロモーション活動で使用することができる動画を制作するとともに、タリフ等の素材となる写真の撮影を行う。なお、掲載媒体はホームページ、YouTube、SNS（Instagram、Facebook、X）を想定している。

① 動画制作・写真撮影

動画を1本（数分程度）制作し、ターゲットとなる旅行者のインサイトを踏まえ、視聴に適した解像度、画質とし、コンテンツの内容をわかりやすく伝えられるものとする。写真は、体験内容がよくわかり訴求力のあるもので、1つの「道」あたり10枚以上撮影する。

② 留意事項

動画・写真の構成やトーン&マナーは、機構と協議の上で決定する。

著作権や使用権などに留意し、必要に応じて使用の許可を得ること。

6 成果品

次の業務成果品を令和7年2月7日（金）までに電子データで提出すること。

(1) 事業実績報告書

ファムツアーの内容、被招聘者のアンケート分析結果、被招聘者の情報発信状況等の記録など業務全般の報告書

(2) 動画・撮影写真（動画のデータ形式はMP4、写真はJPEG等とする。）

(3) 機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち、機構が指示する資料一式

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される事業実績報告書に基づき、機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合すると認められた場合、精算払いにより支払う。

8 事業の変更・中止

(1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異

なる内容に決定する場合がある。

- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

9 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

10 その他事項

- (1) 今回の業務委託による成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物のうち動画と撮影写真は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が、特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。